

令和3年3月2日
世田谷保健所感染症対策課

新型コロナウイルスワクチン接種下における
令和3年度高齢者肺炎球菌定期予防接種の対応について

1 主旨

区は、毎年、高齢者肺炎球菌ワクチンの定期予防接種の費用の一部を公費負担(自己負担4,000円)として、4月から翌年3月の期間で実施している。

今般、東京都は高齢者肺炎球菌ワクチンの接種による肺炎の重症化や死亡のリスク低減および医療機関の負担軽減を図ることから、高齢者肺炎球菌ワクチン接種に対し補助事業を実施する旨を公表(別添参照)した。

その一方で、令和3年2月18日に開催した特別区保健予防課長会で東京都は、新型コロナウイルスワクチンと当該ワクチン間の干渉や安全性に係る知見が十分でないことに鑑み、当該補助事業を秋より実施する旨を伝えてきたものの、開始時期等については明確に示されていない状況にある。

このような状況に鑑み、高齢者肺炎球菌定期予防接種に係る予診票等の送付について、3月下旬の発送を見送り、東京都の補助事業の詳細が確定次第、その内容を反映し、対象者に送付することとする。

なお、対象者の混乱等を防ぐため、上記の対応について、3月下旬を目途に、対象者全員に案内はがきで周知する。

2 東京都の補助事業の内容

東京都から区市町村に対し、高齢者肺炎球菌定期予防接種の自己負担にあたる費用について、1人当たり上限2,500円(生活保護受給者等を除く)を補助する(10/10)。

※この補助事業を区が活用した場合、当該予防接種の自己負担について、現行の4,000円から1,500円に減額する見込みである。

3 今後の対応について

東京都の補助事業の内容を反映するため、高齢者肺炎球菌定期予防接種に係る予診票等の3月下旬の発送を見送ること等について、以下のとおり対象者へ案内はがきで周知を行う。

(1) 対象者 高齢者肺炎球菌ワクチン接種対象者

令和4年3月31日時点で、65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳の区民で、当該予防接種を未接種の者

(対象者数は約2万7千人)

(2) 周知内容 高齢者肺炎球菌定期予防接種に係る予診票等について、3月下旬の発送を見送り、東京都の補助事業の詳細が確定次第、その内容を反映し、対象者に送付する。

(3) 周知方法

- ① 対象者全員への案内はがきの送付
- ② 区ホームページによる区民周知
- ③ 区のおしらせ4月1日号による区民周知
- ④ 区施設へのポスターの掲示による区民周知（医療機関、総合支所、まちづくりセンター等）
- ⑤ 両医師会を通じた区民周知（協力依頼）

4 経 費（概算）

547千円（はがきの作成・送付）

5 今後のスケジュール（予定）

令和3年 3月下旬 対象者へ個別通知送付（はがき）
区ホームページによる区民周知
4月1日 区のおしらせ4月1日号掲載

6 その他

- (1) 東京都へは、秋以降の開始時期等について通知で各区へ明示するよう要望している。
- (2) 当該予防接種は法定接種のため、都の補助事業の実施前の期間でもかかりつけ医の判断等により、当該ワクチンの接種が可能である旨、丁寧な周知を行う。なお、その場合、接種費用については、これまでどおり自己負担額は4,000円となる見込み。（現時点で対応の詳細が示されておらず、今後対応が変わる可能性あり。）
- (3) 当該予防接種に係る対応を両医師会にも丁寧に周知する。
- (4) 東京都の補助事業の詳細が確定次第、その内容等について議会へ報告する。

事務連絡
令和3年2月3日

各区市町村予防接種主管部長 殿

東京都福祉保健局感染症対策部長

高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種補助事業について

平素より、都の保健医療施策に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

高齢者向けの肺炎球菌ワクチンは肺炎球菌による肺炎の重症化や死亡のリスク低減に有効であり、高齢者の命を守るとともに、医療機関の負担軽減を図る観点からも接種率の向上が望まれます。つきましては、高齢者肺炎球菌ワクチン定期予防接種の接種率向上を図るため、下記のとおり区市町村補助事業を実施する予定です。各区市町村におかれましては、医療機関と連携の上、本事業を活用し接種率向上に取り組んでいただけますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 事業名 高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種補助事業
- 2 対象者 高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種対象者（ただし、生活保護受給者等を除く）
①令和3年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方
②60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方
- 3 補助対象 ①区市町村が高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種における対象者の実費負担額を半額相当に減額又は徴収しないとした場合に要する経費
（基準額：被接種者一人当たり2,500円）
②本事業の周知に要する経費（基準額：対象者数×120円）
- 4 補助の方法 区市町村補助（補助率10/10）
- 5 その他 本事業の実施は、令和3年度予算案が令和3年第1回都議会定例会で可決された場合において、確定するものとします。

担当 東京都福祉保健局感染症対策部
防疫・情報管理課 予防接種担当 岩村
直通 03-5320-4302